

使用料改定案

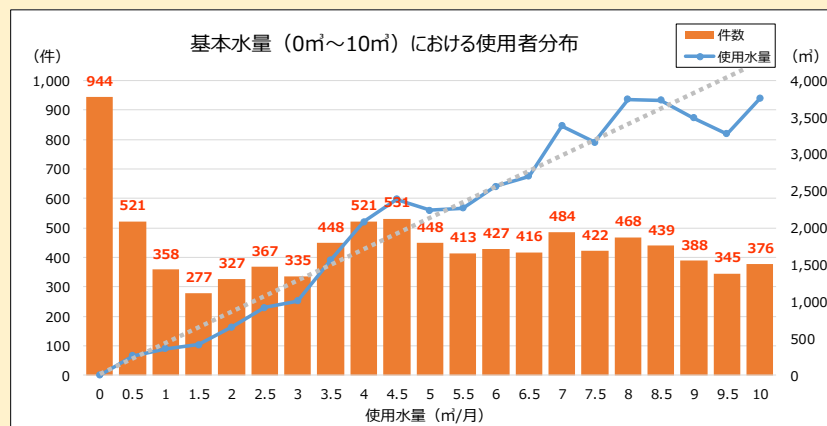
1. 基本料金の設定（公共下水道）

現行の料金表の基本水量部分（0m³～10m³）における使用者分布では、0m³の使用者が約1割を占めているが、他はほぼ均等に分布している。基本水量制と公衆浴場汚水の種別を廃止するにあたり、1月当たり5m³を中間点に、現行の基本料金部分の総枠の大きさを維持することを前提に、基本料金と従量料金単価（0m³～10m³）を設定する。

○現行（1月当たり、消費税抜き）

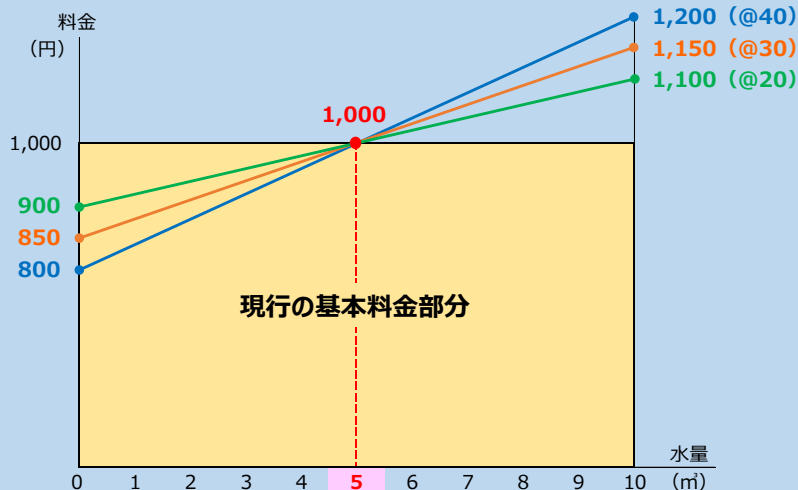
種別	基本料金	従量料金（1m ³ につき）		
		第1段 0m ³ を超え 10m ³ まで	第2段 10m ³ を超え 50m ³ まで	第3段 50m ³ を超え る部分
一般汚水	1,000円	0円	150円	160円
公衆浴場汚水	0円	基本水量部分 30円		

○1月当たり使用水量が10m³以下の使用者分布（R4）



○改定案（1月当たり、消費税抜き）※現行の基本料金+基本水量部分

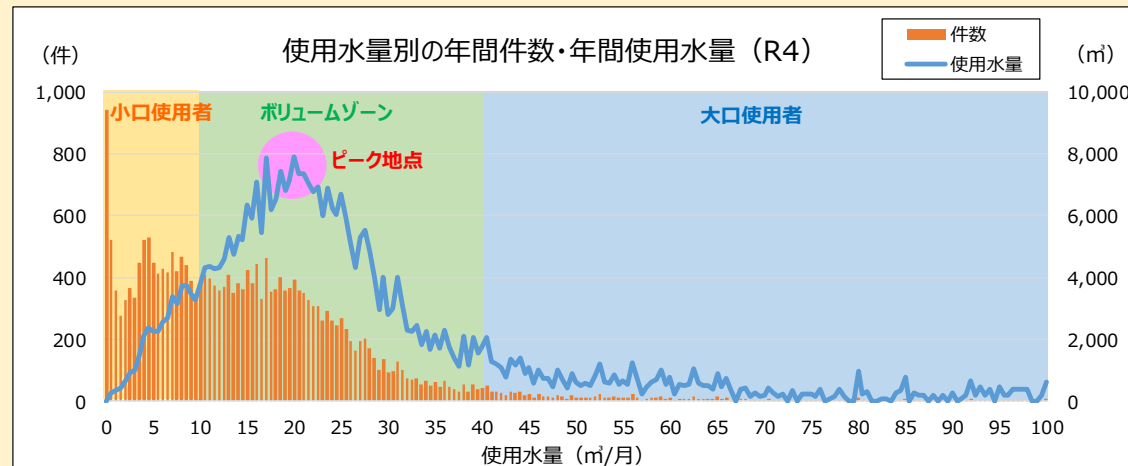
種別	案	基本料金	従量料金 （1m ³ につき）	（使用水量） 5m ³	（使用水量） 10m ³
			第1段 0m ³ を超え 10m ³ まで		
一般汚水	①	800円	40円	1,000円 (改定率 0.0%)	1,200円 (改定率 20.0%)
	②	850円	30円		1,150円 (改定率 15.0%)
	③	900円	20円		1,100円 (改定率 10.0%)



2. 従量料金の設定（公共下水道）

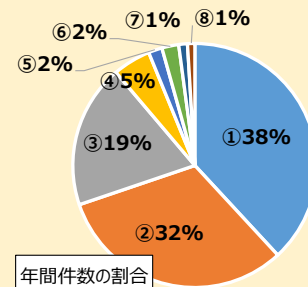
○ 3つの基本料金案をベースに従量料金の設定を行う。従量料金の段階区分については、使用者分布から、小口使用者（0m³～10m³）、ボリュームゾーン（10m³～40m³）、大口使用者（40m³～）に分け、ボリュームゾーン及び大口使用者については、それぞれ1区分から2区分に変更し、平均改定率が概ね10%程度になるように単価を設定する。（※並行して農集は12%程度に設定。）

○ 1月当たり使用水量が0m³～100m³までの使用者分布（R4）



年間の調定件数と使用水量による1月当たり使用水量の使用者分布では、1月当たり20m³付近が最も使用水量の多いピーク地点となっている。その後急激に減少し、40m³以降はほぼ横ばいとなっている。また、1月当たり40m³以内の使用者が約95%を占めている。

区分	年間件数	年間使用水量
①0-10	9,255	43,798m ³
②10-20	7,691	116,707m ³
③20-30	4,615	111,621m ³
④30-40	1,220	41,696m ³
⑤40-50	441	19,435m ³
⑥50-100	541	35,538m ³
⑦100-200	280	39,319m ³
⑧200-	236	102,284m ³
計	24,279	510,398m ³



○改定案（1月当たり、消費税抜き）

案	基本料金	従量料金（1m ³ につき）								従量料金区分（0m ³ ～10m ³ を除く）		平均改定率
		① 0m ³ を超え 10m ³ まで	② 10m ³ を超え 20m ³ まで	③ 20m ³ を超え 30m ³ まで	④ 30m ³ を超え 40m ³ まで	⑤ 40m ³ を超え 50m ³ まで	⑥ 50m ³ を超え 100m ³ まで	⑦ 100m ³ を超え 200m ³ まで	⑧ 200m ³ を超え る部分	累進度	区分数	
現行	1,000円	0円	150円			160円			1.07	2区分	-	
①	800円	40円	155円	165円	180円			185円	1.19	4区分	10.3%	
②	850円	30円	162円	170円	177円			183円	1.13			
③	900円	20円	168円	174円	177円			180円	1.07			

3-1. 改定案の比較①（公共下水道）

○使用料算定期間における改定前と改定後の使用料収入から算出する平均改定率は、3案とも10.3%となっている。
また、すべての案で、使用料収入は算定期間における使用料対象経費310,800千円を上回っており、国が示す最低限の水準である使用料単価150円/㎡を達成している。

○改定案（1月当たり、消費税抜き）

案	基本料金	従量料金（1㎡につき）								従量料金区分 （0㎡～10㎡を除く）		平均改定率
		① 0㎡を超え 10㎡まで	② 10㎡を超え 20㎡まで	③ 20㎡を超え 30㎡まで	④ 30㎡を超え 40㎡まで	⑤ 40㎡を超え 50㎡まで	⑥ 50㎡を超え 100㎡まで	⑦ 100㎡を超え 200㎡まで	⑧ 200㎡を超え る部分	累進度	区分数	
現行	1,000円	0円	150円			160円			1.07	2区分	-	
①	800円	40円	155円	165円		180円		185円	1.19	4区分	10.3%	
②	850円	30円	162円	170円		177円		183円	1.13			
③	900円	20円	168円	174円		177円		180円	1.07			

基本料金単価

案③ > 案② > 案①

0㎡～10㎡における単価

案① > 案② > 案③

ポリウムゾーンの単価

案③ > 案② > 案①

大口使用者の単価

案① > 案② > 案③

○使用料算定期間における使用料収入の試算（消費税抜き）

区分	現行	案①	案②	案③
使用料対象経費	310,800,000円	310,800,000円	310,800,000円	310,800,000円
使用料収入	285,048,540円	314,366,975円 (改定率) 10.3%	314,525,939円 (改定率) 10.3%	314,382,496円 (改定率) 10.3%
有収水量	2,071,994㎡	2,071,994㎡	2,071,994㎡	2,071,994㎡
使用料単価	137.6円/㎡	151.7円/㎡	151.8円/㎡	151.7円/㎡
経費回収率	91.7%	101.1%	101.2%	101.2%

下水道事業は、固定的費用（使用水量の多寡に係わりなく発生する経費）が大部分を占める事業であるため、国の通知では、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくために、使用料収入に占める基本料金の割合を漸進的に高めていくことが必要であるとされているところ。

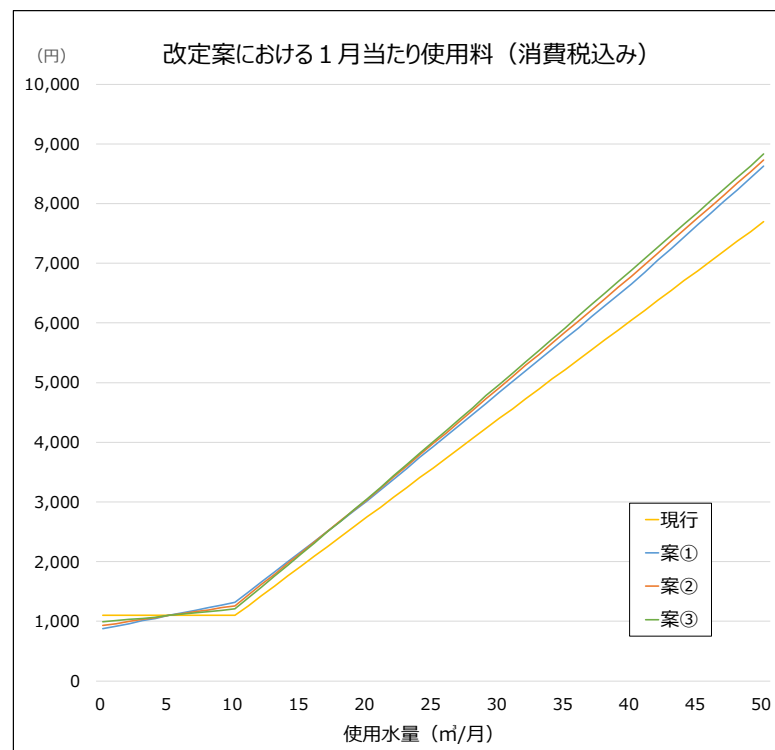
また、今後、使用水量が減少していくことを考えると、ポリウムゾーンにおける従量料金単価が出来るだけ高いほうが、使用水量の減少に伴う収益減の影響を受けにくくなる。

3-2. 改定案の比較②（公共下水道）

○ 3案とも平均改定率10.3%で同一となっているため、各使用水量における1月当たりの使用料に大きな開きはないが、基本水量制の廃止に伴い、0m³及び10m³における使用料の改定率には大きな差が生じている。

○ 1月当たり使用料（消費税込み、10円未満切り捨て）

区分	現行	案① (改定率)	案② (改定率)	案③ (改定率)
0m ³	1,100円	880円 (△ 20.0%)	930円 (△ 15.5%)	990円 (△ 10.0%)
5m ³	1,100円	1,100円 (0.0%)	1,100円 (0.0%)	1,100円 (0.0%)
10m ³	1,100円	1,320円 (20.0%)	1,260円 (14.5%)	1,210円 (10.0%)
20m ³	2,750円	3,020円 (9.8%)	3,040円 (10.5%)	3,050円 (10.9%)
30m ³	4,400円	4,840円 (10.0%)	4,910円 (11.6%)	4,970円 (13.0%)
40m ³	6,050円	6,650円 (9.9%)	6,780円 (12.1%)	6,880円 (13.7%)
50m ³	7,700円	8,630円 (12.1%)	8,730円 (13.4%)	8,830円 (14.7%)
100m ³	16,500円	18,530円 (12.3%)	18,460円 (11.9%)	18,560円 (12.5%)
200m ³	34,100円	38,330円 (12.4%)	37,930円 (11.2%)	38,030円 (11.5%)
500m ³	86,900円	99,380円 (14.4%)	98,320円 (13.1%)	97,430円 (12.1%)
1,000m ³	174,900円	201,130円 (15.0%)	198,970円 (13.8%)	196,430円 (12.3%)
2,000m ³	350,900円	404,630円 (15.3%)	400,270円 (14.1%)	394,430円 (12.4%)



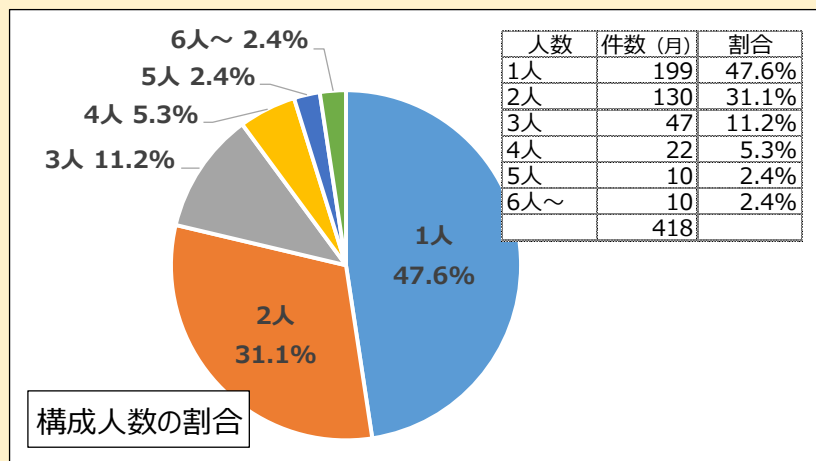
4. 認定水量・料金表の設定（農業集落排水）

○構成人数における使用者分布では、1人～2人家族が約80%を占めており、3人家族を含めると約90%に達する。農業集落排水については、人頭割による単価設定から、認定水量により公共下水道の料金表を用いて使用料算定を行う方式への移行を図る。改定率については概ね12%程度を目安とする。

○現行（一般家庭、1月当たり、消費税込み）

構成人数	排水接続		
	①し尿+生活雑排水	②し尿のみ	③生活雑排水のみ
1人家族	1,560円	1,560円	1,560円
2人家族	2,780円	1,920円	2,400円
3人家族	3,390円	2,280円	2,820円
4人家族	4,000円	2,640円	3,240円
5人家族	4,610円	3,000円	3,660円
6人家族以上	5,220円	3,360円	4,080円

○構成人数における使用者分布（R4）



○改定案（一般家庭、1月当たりの使用量）※排水接続の区分なし

算定人員	認定水量
1人	13m ³
2人	20m ³
3人	24m ³
4人	28m ³
5人	32m ³
6人	36m ³
6人を超える場合	(1人につき) 4m ³

○改定案（1月当たり、消費税抜き）※公共下水道と同一の料金表

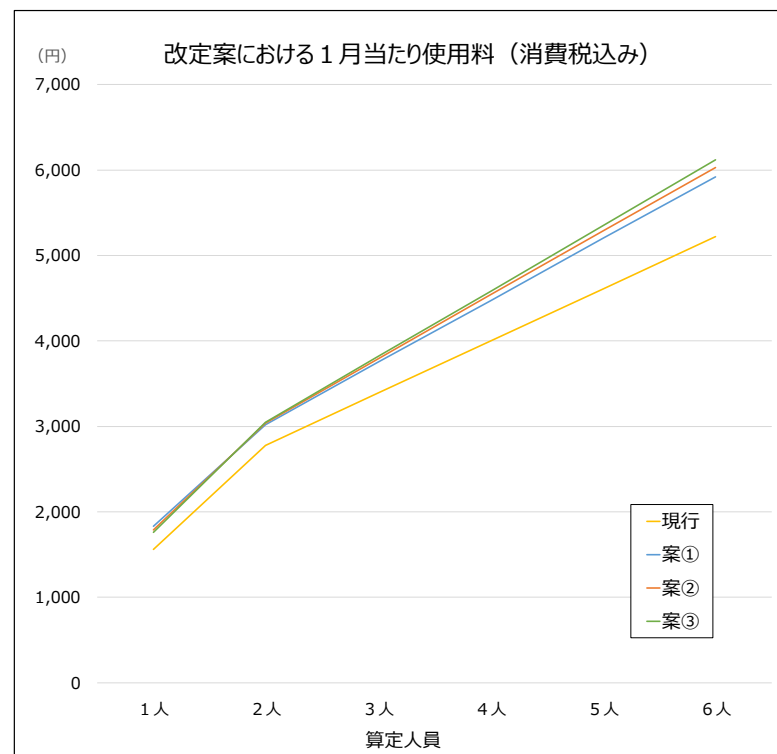
案	基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
		第1段 0m ³ を超え 10m ³ まで	第2段 10m ³ を超え 20m ³ まで	第3段 20m ³ を超え 40m ³ まで	第4段 40m ³ を超え 200m ³ まで	第5段 200m ³ を超え る部分
①	800円	40円	155円	165円	180円	185円
②	850円	30円	162円	170円	177円	183円
③	900円	20円	168円	174円	177円	180円

5. 改定案の比較（農業集落排水）

○平均改定率は3案とも目安としていた約12%に近い値となっている。また、使用料単価については、3案とも国が示す最低限の水準である使用料単価150円/m³を達成している。

○1月当たり使用料（消費税込み、10円未満切り捨て）

算定人員	認定水量	現行	案① (改定率)	案② (改定率)	案③ (改定率)
1人	13m ³	1,560円	1,830円 (17.3%)	1,790円 (14.7%)	1,760円 (12.8%)
2人	20m ³	2,780円	3,020円 (8.6%)	3,040円 (9.4%)	3,050円 (9.7%)
3人	24m ³	3,390円	3,750円 (10.6%)	3,790円 (11.8%)	3,820円 (12.7%)
4人	28m ³	4,000円	4,470円 (11.8%)	4,540円 (13.5%)	4,580円 (14.5%)
5人	32m ³	4,610円	5,200円 (12.8%)	5,290円 (14.8%)	5,350円 (16.1%)
6人	36m ³	5,220円	5,920円 (13.4%)	6,030円 (15.5%)	6,120円 (17.2%)
			全体平均 (12.3%)	全体平均 (12.3%)	全体平均 (12.2%)



○使用料収入の試算（消費税込み）

区分	現行 (R4)	案①	案②	案③
使用料対象経費	54,332千円	-	-	-
使用料収入	13,931千円	13,711千円 (改定率 12.3%)	13,711千円 (改定率 12.3%)	13,701千円 (改定率 12.2%)
有収水量	105,449m ³	91,332m ³	91,332m ³	91,332m ³
使用料単価	132.1円/m ³	150.1円/m ³	150.1円/m ³	150.0円/m ³
経費回収率	25.6%	-	-	-